

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和 4年 4月 13日

堺市議会議長 池 尻 秀 樹 様

議員氏名

西 田 浩 延



(報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和三年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	3,240,000	@270000円 × 12ヶ月 = 3,240,000 円
2 その他	0	
収 入 合 計	3,240,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	41,700	41,700	ガソリン費
研 修 費	0	0	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0	0	
会 議 費	0	0	
資 料 作 成 費	0	0	
資 料 購 入 費	0	0	
広 報 ・ 広 聴 費	243,472	243,472	市政報告印刷料・配布料
人 件 費	963,200	963,200	給料
事 務 ・ 事 務 所 費	1,834,285	1,834,285	事務所費
支 出 合 計	3,082,657	3,082,657	

様式第14号（第7条関係）

令和三年度 事業実施報告書

大阪維新の会堺市議会議員団・議員氏名 西田浩延

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【事務・事務所費】 事務所の賃借	R3. 4. 1～ R4. 3. 31	市政に関する調査研究を行うため、美原区太井において事務所を借り上げた。
【広報・広聴費】 市政報告の配布	R3. 1. 26 R3. 3. 31	市政報告を作成し、美原区を対象に 15000 部配布した。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 田 浩 延

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
03.4.9		810,000			政務活動費4.5.6月分受入れ		
03.4.12	4-1		23,403	786,597	自動車リース料	⑨	
03.4.15	4-2		6,158	780,439	携帯電話使用料	⑨	
03.4.26	4-3		2,410	778,029	インターネット回線使用料	⑨	
03.4.27	4-4		2,485	775,544	ガソリン代	①	
03.4.27	4-5		6,000	769,544	事務所駐車料	⑨	
03.4.3.	4-6		6,246	763,298	携帯電話使用料	⑨	
03.4.30	4-7		72,800	690,498	給料4月分	⑧	
03.4.30	4-8		104,000	586,498	事務所賃借料	⑨	
月 計			223,502				
累 計		810,000	223,502	586,498			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 田 浩 延

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
				586,498	前月繰り越し		
03.5.6	5-1		4,746	581,752	自動車リース料	⑨	
03.5.6	5-2		23,403	558,349	自動車リース料	⑨	
03.5.26	5-3		2,410	555,939	インターネット回線使用料	⑨	
03.5.26	5-4		6,000	549,939	事務所駐車料	⑨	
03.5.27	5-5		1,634	548,305	ガソリン代	①	
03.5.31	5-6		6,162	542,143	携帯電話使用料	⑨	
03.5.31	5-7		67,200	474,943	給料5月分	⑧	
03.5.31	5-8		104,000	370,943	事務所賃借料	⑨	
月 計			215,555				
累 計		810,000	439,057	370,943			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 田 浩 延

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				370,943	前月繰り越し		
03.6.25	6-1		6,000	364,943	事務所駐車料	⑨	
03.6.26	6-2		23,403	341,540	自動車リース料	⑨	
03.6.30	6-3		4,670	336,870	事務所電話使用料	⑨	
03.6.30	6-4		78,400	258,470	給料6月分	⑧	
03.6.30	6-5		104,000	154,470	事務所賃借料	⑨	
月 計			216,473				
累 計		810,000	655,530	154,470			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 田 浩 延

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
				154,470	前月繰り越し		
03.7.8	7-1		2,410	152,060	インターネット回線使用料	⑨	
03.7.9		810,000		962,060	政務活動費7.8.9月分受入れ		
03.7.11	7-2		23,403	938,657	自動車リース料	⑨	
03.7.12	7-3		7,835	930,822	ガソリン代	①	
03.7.15	7-4		6,155	924,667	携帯電話使用料	⑨	
03.7.26	7-5		2,410	922,257	インターネット回線使用料	⑨	
03.7.26	7-6		6,000	916,257	事務所駐車料	⑨	
03.7.27	7-7		7,894	908,363	ガソリン代	①	
03.7.30	7-8		84,000	824,363	給料7月分	⑧	
03.7.30	7-9		104,000	720,363	事務所賃借料	⑨	
月 計			244,107				
累 計		1,620,000	899,637	720,363			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 田 浩 延

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
				720,363	前月繰り越し		
03.8.1	8-1		2,080	718,283	プリンタインク代	⑨	
03.8.2	8-2		6,180	712,103	携帯電話使用料	⑨	
03.8.5	8-3		23,403	688,700	自動車リース料	⑨	
03.8.26	8-4		2,631	686,069	インターネット回線使用料	⑨	
03.8.26	8-5		6,000	680,069	事務所駐車料	⑨	
03.8.27	8-6		4,989	675,080	ガソリン代	①	
03.8.30	8-7		4,609	670,471	事務所電話使用料	⑨	
03.8.31	8-8		6,706	663,765	携帯電話使用料	⑨	
03.8.31	8-9		78,400	585,365	給料8月分	⑧	
03.8.31	8-10		104,000	481,365	事務所賃借料	⑨	
月 計			238,998				
累 計		1,620,000	1,138,635	481,365			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 田 浩 延

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				481,365	前月繰り越し		
03.9.6	9-1		23,403	457,962	自動車リース料	⑨	
03.9.27	9-2		2,411	455,551	インターネット回線使用料	⑨	
03.9.27	9-3		6,000	449,551	事務所駐車料	⑨	
03.9.30	9-4		78,400	371,151	給料9月分	⑧	
03.9.30	9-5		104,000	267,151	事務所賃借料	⑨	
月 計			214,214				
累 計		1,620,000	1,352,849	267,151			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 田 浩 延

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
				267,151	前月繰り越し		
03.10.8		810,000		1,077,151	政務活動費10.11.12月分受入れ		
03.10.12	10-1		10,717	1,066,434	ガソリン代	①	
03.10.15	10-2		6,184	1,060,250	携帯電話使用料	⑨	
03.10.16	10-3		23,403	1,036,847	自動車リース料	⑨	
03.10.26	10-4		2,411	1,034,436	インターネット回線使用料	⑨	
03.10.26	10-5		6,000	1,028,436	事務所駐車料	⑨	
03.10.29	10-6		78,400	950,036	給料10月分	⑧	
03.10.29	10-7		104,000	846,036	事務所賃借料	⑨	
月 計			231,115				
累 計		2,430,000	1,583,964	846,036			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 田 浩 延

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				846,036	前月繰り越し		
03.11.1	11-1		6,189	839,847	携帯電話使用料	⑨	
03.11.5	11-2		4,619	835,228	事務所電話使用料	⑨	
03.11.26	11-3		6,000	829,228	事務所駐車料	⑨	
03.11.30	11-4		84,000	745,228	給料11月分	⑧	
03.11.30	11-5		104,000	641,228	事務所賃借料	⑨	
月 計			204,808				
累 計		2,430,000	1,788,772	641,228			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 田 浩 延

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				641,228	前月繰り越し		
03.12.15	12-1		6,766	634,462	携帯電話使用料	⑨	
03.12.20	12-2		23,403	611,059	自動車リース料	⑨	
03.12.27	12-3		2,411	608,648	インターネット回線使用料	⑨	
03.12.27	12-4		6,000	602,648	事務所駐車料	⑨	
03.12.27	12-5		104,000	498,648	事務所賃借料	⑨	
03.12.28	12-6		84,000	414,648	給料12月分	⑧	
03.12.30	12-7		5,487	409,161	事務所電話使用料	⑨	
月 計			232,067				
累 計		2,430,000	2,020,839	409,161			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 田 浩 延

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
				409,161	前月繰り越し		
04.1.7		810,000		1,219,161	政務活動費受入れ 1.2.3月分		
04.1.17	1-1		6,180	1,212,981	携帯電話使用料	⑨	
04.1.17	1-2		23,403	1,189,578	自動車リース料	⑨	
04.1.26	1-3		2,411	1,187,167	インターネット回線使用料	⑨	
04.1.26	1-4		152,752	1,034,415	市政報告印刷料	⑦	
04.1.26	1-5		6,000	1,028,415	事務所駐車料	⑨	
04.1.27	1-6		6,146	1,022,269	ガソリン代	①	
04.1.31	1-7		6,161	1,016,108	携帯電話使用料	⑨	
04.1.31	1-8		78,400	937,708	給料1月分	⑧	
04.1.31	1-9		104,000	833,708	事務所賃借料	⑨	
月 計			385,453				
累 計		3,240,000	2,406,292	833,708			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 田 浩 延

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
				833,708	前月繰り越し		
04.2.15	2-1		23,403	810,305	自動車リース料	⑨	
04.2.24	2-2		6,000	804,305	事務所駐車料	⑨	
04.2.28	2-3		89,600	714,705	給料2月分	⑧	
04.2.28	2-4		104,000	610,705	事務所賃借料	⑨	
月 計			223,003				
累 計		3,240,000	2,629,295	610,705			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 西 田 浩 延

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				610,705	前月繰り越し		
04.3.15	3-1		6,168	604,537	携帯電話使用料	⑨	
04.3.22	3-2		23,403	581,134	自動車リース料	⑨	
04.3.25	3-3		6,000	575,134	事務所駐車料	⑨	
04.3.31	3-4		89,600	485,534	給料3月分	⑧	
04.3.31	3-5		104,000	381,534	事務所賃借料	⑨	
04.3.31	3-6		89,436	292,098	タブレット購入代	⑨	
04.3.31	3-7		44,035	248,063	タブレット設定・周辺機器代	⑨	
04.3.31	3-8		90,720	157,343	市政報告配布料	⑦	
月 計			453,362				
累 計		3,240,000	3,082,657	157,343			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 西 田 浩 延

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年 [REDACTED]月 [REDACTED]日		
住所	〒 [REDACTED] 大阪府松原市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和3年 4月 1日 ~ 令和4年 3月 31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	21時間 / 週 (1日 7時間 × 3日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,000円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	<input type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 <div style="text-align: center;"> <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間)</u> 時間 (週勤務時間数) 時間 </div>		
	80%	<input checked="" type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () (例外) <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 (続柄: 雇用理由:)		
備考	本来政務活動以外行うことは無いが、100%政務活動なのかといわれると必ずしもそうでは無い可能性もあるので80%とした。		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		年 月 日生
現 住 所	大阪府松原市	TEL [Redacted]
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和3年 4月 1日から 令和4年 3月 31日まで	
就業場所	美原区太井 586-2 西田浩延市政事務所	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成	
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9時00分から 午前・午後 5時00分まで (休憩時間は12時から13時まで)	
休 日	土、日、祝日 年末年始 夏期休暇	
給与(賃金)	時給 1,000 円	
給与支払	毎月 25 日締め切り 月末支払(手渡し)	
給与振込先		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">令和3年3月28日</p> <p>雇用者 西田 浩延 </p> <p>被雇用者 [Redacted] </p>		

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
26	金					
27	土					
28	日					
29	月					
30	火					
31	水					
1	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
2	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
3	土					
4	日					
5	月					
6	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
7	水					
8	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
9	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
10	土					
11	日					
12	月	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
13	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
14	水					
15	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
16	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
17	土					
18	日					
19	月	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
20	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
21	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
22	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
23	金					
24	土					
25	日					
合計				91:00	0:00	
出勤日数						13日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
26	月	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
27	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
28	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
29	木					
30	金					
1	土					
2	日					
3	月					
4	火					
5	水					
6	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
7	金					
8	土					
9	日					
10	月					
11	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
12	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
13	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
14	金					
15	土					
16	日					
17	月					
18	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
19	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
20	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
21	金					
22	土					
23	日					
24	月	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
25	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
合計				84:00	0:00	
出勤日数						12日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
26	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
27	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
28	金					
29	土					
30	日					
31	月					
1	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
2	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
3	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
4	金					
5	土					
6	日					
7	月					
8	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
9	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
10	木					
11	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
12	土					
13	日					
14	月	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
15	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
16	水					
17	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
18	金					
19	土					
20	日					
21	月	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
22	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
23	水					
24	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
25	金					
合計				98:00	0:00	
出勤日数						14日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
26	土					
27	日					
28	月	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
29	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
30	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
1	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
2	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
3	土					
4	日					
5	月	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
6	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
7	水					
8	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
9	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
10	土					
11	日					
12	月	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
13	火					
14	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
15	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
16	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
17	土					
18	日					
19	月	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
20	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
21	水					
22	木					
23	金					
24	土					
25	日					
合計				105:00	0:00	
出勤日数						15日

雇用者確認欄
(署名又は押印)



出勤簿 (令和3 年 7・8 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
26	月					
27	火					
28	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
29	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
30	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
31	土					
1	日					
2	月	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
3	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
4	水					
5	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
6	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
7	土					
8	日					
9	月					
10	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
11	水					
12	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
13	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
14	土					
15	日					
16	月	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
17	火					
18	水					
19	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
20	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
21	土					
22	日					
23	月					
24	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
25	水					
合計				98:00	0:00	
出勤日数						14日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
26	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
27	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
28	土					
29	日					
30	月	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
31	火					
1	水					
2	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
3	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
4	土					
5	日					
6	月					
7	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
8	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
9	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
10	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
11	土					
12	日					
13	月	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
14	火					
15	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
16	木					
17	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
18	土					
19	日					
20	月					
21	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
22	水					
23	木					
24	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
25	土					
合計				98:00	0:00	
出勤日数					14日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基本	時間外	
26	日					
27	月	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
28	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
29	水					
30	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
1	金					
2	土					
3	日					
4	月	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
5	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
6	水					
7	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
8	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
9	土					
10	日					
11	月					
12	火					
13	水					
14	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
15	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
16	土					
17	日					
18	月	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
19	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
20	水					
21	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
22	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
23	土					
24	日					
25	月	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
合計				98:00	0:00	
出勤日数						14日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
26	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
27	水					
28	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
29	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
30	土					
31	日					
1	月	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
2	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
3	水					
4	木					
5	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
6	土					
7	日					
8	月	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
9	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
10	水					
11	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
12	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
13	土					
14	日					
15	月	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
16	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
17	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
18	木					
19	金					
20	土					
21	日					
22	月					
23	火					
24	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
25	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
合計				105:00	0:00	
出勤日数						15日

雇用者確認欄
(署名又は押印)



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
26	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
27	土					
28	日					
29	月	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
30	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
1	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
2	木					
3	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
4	土					
5	日					
6	月					
7	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
8	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
9	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
10	金					
11	土					
12	日					
13	月	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
14	火					
15	水					
16	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
17	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
18	土					
19	日					
20	月	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
21	火					
22	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
23	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
24	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
25	土					
合計				105:00	0:00	
出勤日数						15日

雇用者確認欄
(署名又は押印)



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
26	日					
27	月	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
28	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
29	水					
30	木					
31	金					
1	土					
2	日					
3	月					
4	火					
5	水					
6	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
7	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
8	土					
9	日					
10	月					
11	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
12	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
13	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
14	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
15	土					
16	日					
17	月	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
18	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
19	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
20	木					
21	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
22	土					
23	日					
24	月	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
25	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
合計				98:00	0:00	
出勤日数						14日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
26	水					
27	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
28	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
29	土					
30	日					
31	月	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
1	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
2	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
3	木					
4	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
5	土					
6	日					
7	月					
8	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
9	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
10	木					
11	金					
12	土					
13	日					
14	月	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
15	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
16	水					
17	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
18	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
19	土					
20	日					
21	月	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
22	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
23	水					
24	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
25	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
合計				112:00	0:00	
出勤日数						16日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
26	土					
27	日					
28	月	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
1	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
2	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
3	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
4	金					
5	土					
6	日					
7	月	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
8	火					
9	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
10	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
11	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
12	土					
13	日					
14	月	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
15	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
16	水					
17	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
18	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
19	土					
20	日					
21	月					
22	火	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
23	水	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
24	木	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
25	金	09:00	17:00	07:00		休憩1時間
合計				112:00	0:00	
出勤日数						16日



事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 西 田 浩 延

管理責任者 (議員名)	西田浩延		
事務所名	西田浩延市政事務所		
所在地	〒 587-0062 堺市美原区太井 586-2 TEL 072 (362) 8738		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 XXXXXXXXXX)		
	他用途との兼用 ■ 有 ⇒ □ 無	<input checked="" type="checkbox"/> 私的使用	
		<input type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	107.9 ㎡	賃借料	月額 130,000 円 (政務活動費充当額 104,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80%	(次のいずれかの説明方法を選択) ■使用面積による 使用面積 86.32 ㎡/延べ面積 (㎡) □使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	□電気代・・・ % □水道代・・・ % □ガス代・・・ % ■固定電話代・・・80 % □その他 (管理費込み)・・・ %	
	駐車場 賃借料	50%	月額 12,000 円 (政務活動費充当額 6,000 円)
		【所在地】 堺市美原区太井 305 田中モータープール	
所有区分	■生計を一にしない親族 □第三者 □その他 () (例外) □生計を一にする親族 (続柄: 雇用理由:)		
備 考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建物賃貸借契約書

賃貸人  と賃借人 西田浩延

との間に、次のとおり建物賃貸借契約を締結します。

第1条 賃貸人はその所有する次に表示の建物を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。

建物の所在場所

造 葺 建 棟

床面積 / 階 107.9 平方メートル

第2条 賃貸借の期間は 令和元 年 5 月 / 日から 令和 4 年 4 月 末 日間とします。

第3条 賃料は1か月金 130,000 円也とし、賃借人は毎月 未 日までに / 月分を賃貸人の住所に持参して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の家賃との比較等により不相当なつたときは、賃貸人は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることができないものとします。

第4条 賃貸人は敷金として金 円也を賃借人から申し受けるものとします。

第5条 賃借人は、建物を主として市政事務所に使用するほか、他の用途に使用してはなりません。

第6条 賃借人は、次の場合には、事前に賃貸人の書面による承諾を受けなければなりません。

1. 建物の模様替えまたは造作その他の工作をするとき。
 2. 賃借権の譲渡もしくは転貸またはこれらに準ずる行為をするとき。
- 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで直ちに本契約を解除することができるとします。
1. 2か月分以上賃料の支払いを怠ったとき。
 2. 賃料の支払いをしはば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
 3. その他本契約に違反したとき。

第8条 建物の部分的な小修繕は、賃借人が費用を負担してみずから行なうものとします。

第9条 賃借人（その家族、使用人を含む）の責に帰すべき事由によって建物を破損または滅失したときは、賃借人はその損害を賠償するものとします。

第10条 賃貸人は建物に関する公租公課を負担し、賃借人は電気、水道、ガス等の使用料を負担します。

第11条 敷金には利息をつけないものとし、賃借人が賃料の支払いを怠ったとき、または第9条の損害賠償金額を支払わなかったときは、賃貸人は敷金をもってその弁済に充当することができるものとします。

第12条 賃貸人は、賃貸借契約が終了し、賃借人から建物の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料または第9条の損害賠償金額があるときはこれを差し引いてその残額を返還するものとします。

第13条 賃借人は、建物の明渡しに際し、自己の所有または保管する物件を全部取去し、もし賃貸人の承諾なしに造作加工したものがあればこれを原状に復したうえで、賃貸人の立会を求め、本件建物の引渡しをすものとします。



第14条 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃借人の一切の債務について保証し、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。


第15条 この契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第1審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

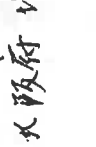
（特約事項）

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書
通を作成し、各自署名押印のうえ、各1通を所
持します。

平成 21 年 4 月 25 日

賃借人 現住所  氏名 

賃借人 現住所  氏名 

連帯保証人 現住所  氏名 

<特約事項>

左記の通り契約しましたので 本契約書 2通を作成し甲、乙、
はお互に署名捺印の上 各 1通を所持する。

令和3年 1 月 26 日

○

甲(貸主) 住所 堺市
氏名 [Redacted]

乙(借主) 住所 堺市
氏名 西田 浩在
電話 [Redacted]

駐 車 場 使用賃貸借契約書

○

駐車場使用貸借契約書

<駐車場>

所在地 堺市美原区太井305番地

名称 田中モータープール

指定場所 第 [] 番 []
車種 エヌボックス プレートナンバー []

上記の件で、甲(貸主)と乙(借主)との間で、乙が自動車を駐車する目的で使用するために下記条項に従い契約する。

記

1. 契約期間は、令和3年1月26日より令和4年1月25日までの1年間とする。
但し、期間後も継続使用される場合は、期間満了1カ月前の予告によりこの契約を更新することができる。又期限までに何ら申出のない場合、この契約は自動的に消滅するものとする。
2. 使用料の支払は乙は乙はガレージの賃貸料として1カ月分金 6千 円也を本契約締結と同時に甲に前納するものとする。(料金はすべて前納とすること)
万一滞納のある場合は、甲は催告なしにこの契約を解除し、乙は即期明渡すものとする。
3. 契約期間の途中で、乙の都合により契約を解除しようとする場合は、1カ月前に甲にその旨申し出なければならぬ。
但し、月の中途で解約する場合は、既納のその月の使用料は返却しない。
4. 乙は敷金として金 [] 円也を甲に支払い、甲は本日これを領収した。
但し、如何なる場合にも敷金に対しては利息は附せず。
5. 乙は3カ月以内に解約する場合は敷金は全額返還しません。3カ月以上経過した場合は預った敷金全額解約と同時に返還します。

6. この契約の期間満了又は契約が解除されたときは、乙は直ちに車を搬出し明渡すこと。

一方、明渡し不履行の場合は、甲は乙の承諾を得ずして任意に乙の車を搬出できるものとし、その搬出費用は乙の負担とする。

又、明渡し遅滞期間中は、乙は使用料の倍額の割合による損害金を支払うこと。

7. 車を契約の場所以外においてはならない。

甲の都合により駐車指定位置を変更する必要があるときは、乙は異議なくこれに添すること。

8. 乙は、甲に無断で契約車以外の車をおいてはならない。

又、貸借物の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

9. 駐車場においては、乙は自己の責任で車又は物品を管理し、甲はそれらの一切の保管の責任を負わない。

又、場内で盗難又は事故など発生しても、すべて乙の責任とし、乙は甲に対し損害賠償その他いかなる請求もできないものとする。

10. 駐車が天災地変・火災など原因の如何を問わず、車の破損その他が生じても、乙は甲に損害賠償その他いかなる請求もできないものとする。

11. 乙は、常に場内での保全・防犯・防火に留意し、故意又は過失により場内の他の車や物品に損害を与えたときは、乙は被害者にその補修又は賠償をしなければならぬ。

12. 乙は、駐車場内に建物その他工作物を建造したり構造変更など一切してはならない。

又、場内に火薬・油・酸などの危険物や異臭物を一切持ちこまぬこと。

13. 契約期間中であっても、附近の環境の変化及び甲の都合により明渡しを要求されたときは、1カ月前の予告をもって乙はいつでも明渡しに添すること。

その際、乙は立退料その他いかなる名目の金銭も一切請求しないこと。又経済事情の変化、その他の事情により必要ある場合は、甲はいつでもその使用料を改訂することができる。

14. 乙が、この契約の各条項に違反したときは、甲は催告なしに即期契約を解除することができる。

<特約事項>

左記の通り契約しましたので 本契約書 2通を作成し甲、乙
はお互に署名捺印の上 各 1通を所持する。

令和3年 1月 26日

甲(貸主) 住所 堺市 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

乙(借主) 住所 堺市 [REDACTED]
氏名 西田 浩延
電話 [REDACTED]

駐 車 場
使用賃貸借契約書

駐車場使用貸借契約書

＜駐車場＞

所在地 堺市美原区本井305番地

名称 田中モータープール

管理場所 第 駐車場

車 種 プレートナンバー

上記の件で、甲(貸主)と乙(借主)との間で、乙が自動車を駐車する目的で使用するために下記条項に従い、契約する。

1. 契約期間は、令和4年1月26日より令和4年1月25日までの1年間とする。

但し、期間後も継続使用される場合は、期間満了1か月前の予告によりこの契約を更新することができる。又期限までに何ら申出のない場合、この契約は自動的に消滅するものとする。

2. 使用料の支払は乙はガレージの賃貸料として1か月分金 6千 円也を本契約締結と同時に甲に前納するものとする。(料金はすべて前納とすること)

万 滞納のある場合は、甲は催告なしにこの契約を解除し、乙は即ち明渡すものとする。

3. 契約期間の途中で、乙の都合により契約を解除しようとする場合は、1か月前に甲にその旨申し出なければならぬ。

但し、月の中途で解約する場合は、既納のその月の使用料は返却しない。

4. 乙は敷金として金 円也を甲に支払い、甲は本日これを領収した。

但し、如何なる場合にも敷金に対しては利息は附せず。

5. 乙は3か月以内に解約する場合は敷金は全額返還しません。3か月以上経過した場合は預った敷金全額解約と同時に返還します。

6. この契約の期間満了又は契約が解除されたときは、乙は直ちに車を搬出し明渡すこと。

万 明渡し不履行の場合は、甲は乙の承諾を得ずして任意に乙の車を搬出できるものとし、その搬出費用は乙の負担とする。

又、明渡し遅滞期間中は、乙は使用料の倍額の罰金による出賃金を支払うこと。

7. 車を契約の場所以外においてはならない。

甲の都合により駐車指定位置を変更する必要があるときは、乙は異議なくこれに添すること。

8. 乙は、甲に無断で契約車以外の車をおいてはならない。

又、賃借権の譲渡及び転貸しは絶対にしてはならない。

9. 駐車場においては、乙は自己の責任で車又は物品を管理し、甲はそれらの一切の保管の責任を負わない。

又、場内で盗難又は事故など発生しても、すべて乙の責任とし、乙は甲に対し損害賠償その他いかなる請求もできないものとする。

10. 駐車場が天災地変・火災など原因の如何を問わず、車の破損その他が生じても、乙は甲に損害賠償その他いかなる請求もできないものとする。

11. 乙は、常に場内での保全・防犯・防火に留意し、故意又は過失により場内の他の車や物品に損害を与えたときは、乙は被害者にその補修又は賠償をしなければならぬ。

12. 乙は、駐車場内に建物その他工作物を建造したり構造変更など一切してはならない。

又、場内に火薬・油・酸などの危険物や異臭物を一切持ちこまぬこと。

13. 契約期間中であっても、附近の環境の変化及び甲の都合により明渡しを要求されたときは、1か月前の予告をもって乙はいつでも明渡しに応ずること。

その際、乙は立退料その他いかなる名目の金銭も一切請求しないこと。又経済事情の変化、その他の事情により必要ある場合は、甲はいつでもその使用料を改訂することができる。

14. 乙が、この契約の各条項に違反したときは、甲は催告なしに即ち契約を解除することができる。

駐車場賃貸契約書

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は以下のとおり駐車場賃貸契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(目的)

甲は乙に対し、下記駐車場の専有部分(以下「本件駐車場」という。)を乙が保有する

自動車 2 台 (車両番号 [REDACTED])
(")
(")

の保管場所として使用する目的で賃貸し、乙はこれを賃借する。

記

所在地 大阪府堺市美原区太井 308 番地
区画番号

第2条(賃料)

賃料は月額金 6 千円とし、甲の指定する銀行口座に振り込む方法にて支払う。

【振込先口座】

金融機関：大阪南農業協同組合 支店：黒山支店 預金種目：普通
口座番号：[REDACTED] 口座名義：[REDACTED]

第3条(賃貸借期間)

- 1 本契約の期間は令和4年1月1日から令和4年12月31日までの1年間とする。
- 2 前項の期間が満了する1ヶ月前までに甲または乙から相手方に対して解約の申し入れをしないときは、本契約1年間更新されたものとし、以後も同様とする。
- 3 契約期間中に解約する場合は、解約希望日の2ヶ月前までに相手方に対して書面にて通知するものとする。解約した月の賃料は、解約日までの日割り計算とする。

第4条(禁止事項)

乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本件駐車場を第三者に使用させあるいは転貸もしくは使用権を譲渡すること。
- (2) 本件駐車場に建物その他工作物を設置し、または現状に変化を加えること。
- (3) 本件駐車場の契約区画以外の場所に駐車すること。
- (4) 本件駐車場を車両の駐車以外の目的で使用すること。
- (5) 本件駐車場で有害、危険もしくは高音、騒音など近隣の迷惑となる行為をすること。

第5条(乙の賠償義務)

乙またはその代理人、使用人、同乗者、その他乙に関係する者が故意または過失によって本件駐車場またはその付属施設もしくは本件駐車場に駐車中の他の車両またはその付属品等に損害を与えたときは、乙は自己の責任と負担によりその損害を賠償するものとする。

第6条(甲の免責事項)

天災地変等の不可抗力、盗難、他車両による事故等の第三者による行為、その他甲の責に帰することができない理由により乙の車両その他の物品に損害が生じた場合、甲は一切の責任を負わないものとする。

第7条(解約)

- 1 甲および乙は、本契約の契約期間中であつたとしても解約することができる。
- 2 解約する場合は、解約希望日の2ヶ月前までに相手方に対して書面で通知しなければならない。
- 3 乙が前項の通知なく解約する場合は、甲に対して1ヶ月分に相当する金員を支払うものとする。

第8条(契約解除)

乙が下記の各号の一に該当するときは、甲は何らの催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 賃料の支払いを2か月滞納したとき
- (2) 本契約の各条項に違反したとき
- (3) 本件駐車場または本件駐車場内の車両等に著しい損害を与えたとき

第9条(明け渡し)

本契約が期間の満了または前条による解約によって修了したときは、乙は直ちに本件駐車場を現状に復した上で甲に明け渡し返還するものとする。

第10条(乙の通知義務)

乙は、下記の事項に変更を生じたときは直ちに甲に通知しなければならない。

- (1) 住所・電話番号・勤務先
- (2) 車種・車名・登録番号

第11条(管轄裁判所)

本契約に関する一切の紛争について、甲の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第12条(協議)

甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の各条項の解釈について疑義が生じたときは、誠実に協議し円満解決を図るものとする。

以上のとおり契約が成立したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自保管するものとする。

令和3年12月25日

賃貸人(甲)

住所 兵庫県南あわじ市

氏名

賃借人(乙)

住所 大阪府堺市

氏名 西田浩延

〒
大阪府堺市

西田 浩延 様

〒180-0006

東京都武蔵野市中町2-4-15

第7柏栄ビルディング4F

株式会社ホンダファイナンス

リースセンター

TEL 0120-555-381

ホンダカーリースご契約のしおり

この度は、ホンダファイナンスのリース契約車両をご使用いただきまして、誠にありがとうございます。お車を安全・快適にご利用いただく為に、この「ホンダカーリースご契約のしおり」を手引きとして、ご契約車両の車検証と一緒にご保管頂きますようお願い申し上げます。

ご契約内容	
契約日	平成31年 1月 7日
契約番号	
ご使用者	西田 浩延 様
車種	N-BOX カスタム FF
登録年月日	平成31年 3月 18日
登録番号	
車台番号	
リース期間	平成31年 3月 18日から 平成36年 3月 17日まで 60ヶ月
月間走行距離	1,000 km
超過走行料	5 円/km

〈取扱販売会社〉

(株)サンナミホンダ
HondaCars羽曳野
羽曳野東店

大阪府羽曳野市西浦1279-5

TEL 0729-57-0127

〈指定サービス工場〉

(株)サンナミホンダ
HondaCars羽曳野
羽曳野東店

大阪府羽曳野市西浦1279-5

TEL 0729-57-0127

この車両のメンテナンスサービスは上記のサービス工場がさせていただきます。

リース料お支払明細書

この度は、ホンダカーリースをご利用いただき誠にありがとうございます。
 お支払明細書をご送付いたしますので、内容をご確認の上、契約終了まで大切に保管下さいます様
 お願い申し上げます
 ☆尚、本状にお心あたりのない場合やご不明な点がございましたらお手数ですが
 表記「お問い合わせ先」迄ご連絡下さい。

〈ご契約内容〉

ご契約番号	[REDACTED]	ご契約日	平成31年 1月 7日	ご契約区分	新規リース
ご契約者様	西田 浩延 様				
リース期間	平成31年 3月18日 ~ 平成36年 3月17日 (60ヶ月)				
お取扱販売店名	(株) サンナミホンダ 羽曳野東店				
物件内容	N-BOX カスタム FF [REDACTED]				

〈お支払内容〉

お支払方法	口座振替	お支払回数	59回
お支払期日	毎月 5日	お支払総額	2,808,420円
リース料 お引落口座	*個人情報保護の為、お客様のお引落口座につきましては 表示を控えさせていただきます。 ※お支払期日の前日までに指定口座にご入金下さい。		

お支払期日は**毎月5日**です。(ただし金融機関休業日の場合は翌営業日になります)

毎月のお支払内容は、裏面に記載させて頂いております。同様に左下よりあけてご確認ください。

[REDACTED]

送
が
は
は
郵
便



リー入料の支払明細書

回数	年月	お支払金額	内リース料	内消費税	回数	年月	お支払金額	内リース料	内消費税
1	31	93,614	86,680	6,934	34	11	46,807	43,340	3,467
2	31	46,807	43,340	3,467	34	12	46,807	43,340	3,467
3	31	46,807	43,340	3,467	34	11	46,807	43,340	3,467
4	31	46,807	43,340	3,467	34	12	46,807	43,340	3,467
5	31	46,807	43,340	3,467	34	11	46,807	43,340	3,467
6	31	46,807	43,340	3,467	34	12	46,807	43,340	3,467
7	31	46,807	43,340	3,467	34	11	46,807	43,340	3,467
8	31	46,807	43,340	3,467	34	12	46,807	43,340	3,467
9	31	46,807	43,340	3,467	34	11	46,807	43,340	3,467
10	31	46,807	43,340	3,467	34	12	46,807	43,340	3,467
11	31	46,807	43,340	3,467	34	11	46,807	43,340	3,467
12	31	46,807	43,340	3,467	34	12	46,807	43,340	3,467
13	31	46,807	43,340	3,467	34	11	46,807	43,340	3,467
14	31	46,807	43,340	3,467	34	12	46,807	43,340	3,467
15	31	46,807	43,340	3,467	34	11	46,807	43,340	3,467
16	31	46,807	43,340	3,467	34	12	46,807	43,340	3,467
17	31	46,807	43,340	3,467	34	11	46,807	43,340	3,467
18	31	46,807	43,340	3,467	34	12	46,807	43,340	3,467
19	31	46,807	43,340	3,467	34	11	46,807	43,340	3,467
20	31	46,807	43,340	3,467	34	12	46,807	43,340	3,467
21	31	46,807	43,340	3,467	34	11	46,807	43,340	3,467
22	31	46,807	43,340	3,467	34	12	46,807	43,340	3,467
23	31	46,807	43,340	3,467	34	11	46,807	43,340	3,467
24	31	46,807	43,340	3,467	34	12	46,807	43,340	3,467
25	31	46,807	43,340	3,467	34	11	46,807	43,340	3,467
26	31	46,807	43,340	3,467	34	12	46,807	43,340	3,467
27	31	46,807	43,340	3,467	34	11	46,807	43,340	3,467
28	31	46,807	43,340	3,467	34	12	46,807	43,340	3,467
29	31	46,807	43,340	3,467	34	11	46,807	43,340	3,467
30	31	46,807	43,340	3,467	34	12	46,807	43,340	3,467
31	31	46,807	43,340	3,467	34	11	46,807	43,340	3,467
32	31	46,807	43,340	3,467	34	12	46,807	43,340	3,467
33	31	46,807	43,340	3,467	34	11	46,807	43,340	3,467
34	31	46,807	43,340	3,467	34	12	46,807	43,340	3,467
35	31	46,807	43,340	3,467	34	11	46,807	43,340	3,467
36	31	46,807	43,340	3,467	34	12	46,807	43,340	3,467
37	31	46,807	43,340	3,467	34	11	46,807	43,340	3,467
38	31	46,807	43,340	3,467	34	12	46,807	43,340	3,467
39	31	46,807	43,340	3,467	34	11	46,807	43,340	3,467
40	31	46,807	43,340	3,467	34	12	46,807	43,340	3,467
41	31	46,807	43,340	3,467	34	11	46,807	43,340	3,467
42	31	46,807	43,340	3,467	34	12	46,807	43,340	3,467

(*はお支払済み、#は一部お支払済み) *ご住所などを変更される場合には、表記「お問合せ先」までご連絡をお願い申し上げます。(単位:円)
 反対面にもご案内があります。同様に左下よりあけてご確認ください。